

中川事務所新聞

第 1 0 7 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【国民年金の後納制度】

国民年金保険料は2年を過ぎると時効で納めることができなくなるのが原則ですが、時限措置として過去10年以内であれば納めることができるようになりました。受給するための資格期間(25年以上)の達成が微妙であったり、年金額の増額を狙ったりする場合には、遡って納めてはいかがでしょうか。

なお、「ねんきんネット」を使うと、自分の年金に関して色々試算できるので、これを参考に諸々決断するのもいいでしょう。



【環境税の導入】

地球温暖化対策の税として今月からガソリン等に課税されることになっていますが、税率の関係でそのまま価格に転嫁されるかは微妙なところです。転嫁されれば燃料費の値上がり、されなければガソリンスタンド業者等の経営圧迫要因となり、いずれにしても経済へのマイナスダメージは避けられないでしょう。

【自動車保険の新しい等級制度】

今月から自動車保険の等級制度が大幅に変わります。一度事故を起こした人には今までにない大変厳しいペナルティが課されます。同じ車・同じ等級でも人によって保険料が違ったりと、複雑さも増えています。自動車

保険に対する考え方を根本的に見直す必要があるのかもしれませんが。

なお、詳しい内容・試算等はグループ会社のアシスト保険サービス(079-227-4824)までお問合せください。

【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- ・全国労働衛生週間
- ・法の日
- ・秋祭り



知ってお得！？金融雑学

Q. 住宅の購入は消費税増税前の方が得でしょうか？

A. 消費税が倍になれば住宅価格が値上がりすると考えがちですが、ことはそう単純ではありません。

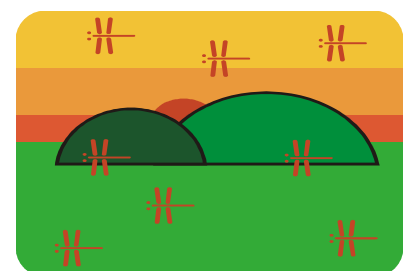
市況...増税前の駆け込み重要な反動で、住宅価格の値下がりが見られる。

非課税...そもそも個人から中古住宅を購入する場合は、消費税がかからない。

頭金...頭金を2割以上用意すると、ローン条件が同じなら増税後に買った方が支払総額は少なくなる。

ローン控除...国土交通省が過去最大規模の住宅ローン控除制度を検討中。

これらを総合的に考慮して、決して慌てることなく人生最大の買い物と言われる住宅購入に臨みましょう。



経営談義

【カントリーリスク】

カントリーリスクとは、企業が海外進出をした場合に、その国での政治・経済等の変異によって被る損害のことです。最近の典型的な例では、中国でのデモの暴徒化による日本企業の店舗等の破壊があります。

海外進出に限らず企業が商売を展開するときには、様々な環境分析を行ったうえで意思決定するので、今回のチャイナリスクともいえる損害は当然各企業で織り込み済みのことと思われま



さて、海外進出など関係ないという大多数の中小企業にとって、今回の騒動で得るものはないのでしょうか？マスコミの情緒的な報道から少し距離を置いて冷静に分析すると、意思決定の参考になるものが見えてきます。

長らく中国に対する外国からの投資は増え続けていましたが、最近の統計を見るとその増加度合いは減少しており、日本の増加分を除くと既に減少に転じています。つまり、諸外国は既に撤退を開始しており、その穴埋めを日本がしているという構図です。ここで問題になるのは、縮小している市場に追加で投資を続けるのか、それとも撤退してリスクから逃れるのかという意思決定です。

前者を残存者利益といって、全体が縮小しても周りがコケたら自分は儲かるという考え方です。後者はリスク回避といっていち早く安全地帯に逃げ込む考え方です。

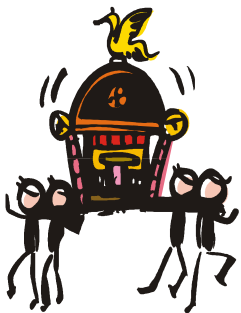
どちらが正しい選択かは後になって結果が出なければ分かりません。しかし、経営者は当然のことながら結果が出る前に決断しなければなりません。経営とは意思決定であるといわれる所以です。その意思決定においては、あまり情緒に左右され過ぎることなく、冷静に行いたいものです。



あじがわ

十月一日は法の日です。毎年ヤマトヤシキ一階で市民相談を受け付けています。例年最も多い相談は、相続関係で全体の八割以上を占めています。相談者の話を伺っていると、法律云々よりも、それ以前の愚痴や悩み事相談の色あいが強いものが多いです。無料相談は毎月市役所・県民局・商工会議所でも行っています。お気軽にどうぞ。

祭りシーズン到来です。私の地元は恵美酒宮で、八、九日が本番。町カラーはピンクです。都合が合えばお越しください。私は十日までの三日間、仕事は休みます。



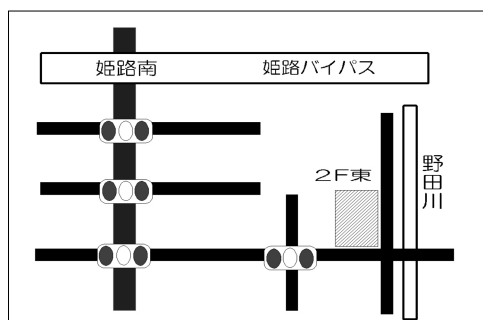
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp